

虐待防止に関する指針

令和4年4月1日

社会福祉法人 梅仁会

[障害者支援施設 対馬恵風館]

虐待防止に関する指針

障害者支援施設 対馬恵風館

1 虐待防止に関する基本的考え方

- (1) 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、すべての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して、虐待を未然に防ぐ方策を共有する。

2 虐待の定義

虐待とは、職員等から利用者に対する次のいずれかに該当する行為をいう。

- (1) 身体的虐待
利用者の身体に外傷を生じ、若しくは生じる恐れのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者を拘束すること。
- (2) 介護・世話の放棄放任
利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- (3) 心理的虐待
利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 性的虐待
利用者にわいせつな行為をすること、又は利用者にわいせつな行為をさせること。
- (5) 経済的虐待
本人の同意なしに金銭を使用する。又は本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3 虐待防止に関する体制

- (1) 虐待防止検討委員会の設置及び構成
 - ① 施設では、虐待の防止及び早期発見への対策を検討する観点から、「虐待防止検討委員会（以下「委員会」という）を設置する。なお、委員会の運営責任者は施設長とし、サービス管理責任者、看護職員、生活支援員及びその他施設長が必要と認める者で構成する。また、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者は、委員会の中から施設長が指名する。
 - ② 身体拘束適正化検討委員会や、関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があり、加えて当施設に併設して展開する事業又は、法人内別事業所と連携して虐待防止検討委員会を開催する場合がある。

※ 法人本部苦情解決委員会は、虐待防止検討委員会を兼ねる。

(2) 虐待防止検討委員会の業務

委員会は、施設長の招集により定例開催（3か月に1回）のほか、必要に応じて臨時会を開催し、次に掲げる事項について審議するとともに、結果を職員に周知する。

- ① 虐待の防止のための指針の整備に関すること。
- ② 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。
- ③ 職員が虐待等を把握した場合に、対馬市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
- ④ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
- ⑤ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

(3) 虐待防止のための職員研修

職員に対し、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、虐待防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発を目的とした、「虐待防止のための研修」を以下のとおり実施する。

- ① 新規採用者に対する研修
新規採用時に、虐待防止の基礎に関する教育を行う。
- ② 全職員を対象とした定期的研修
全職員を対象に、別に委員会が作成する教材を用いた定期的な研修を年2回以上実施する。
- ③ 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記述し、電磁的記録等により保存する。

4 虐待又はその疑い（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応

- ① 虐待等が発生した場合には、速やかに対馬市に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。
- ② 緊急性の高い事案の場合には、対馬市の窓口等外部機関の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と安全・安心の確保を優先する。

5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- ① 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告する。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談する。
- ② 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行う。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者を代行する。また、必要に応じ、関係者から事情を確認する。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理する。
- ③ 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対

応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じる。

- ④ 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、対馬市の窓口等外部機関に相談する。
- ⑤ 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。
- ⑥ 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて対馬市に報告する。

6 成年後見制度の利用支援

- ① 利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内するなどの支援を行う。

7 虐待等に係る苦情解決方法

- ① 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談しなければならない。
- ② 苦情受付に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払わなければならない。
- ③ 対応の流れは、上述の「5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制」に依るものとする。
- ④ 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告しなければならない。

8 入所者等に対する当該指針の閲覧

- ① 本指針は書面として備えおき、利用者又は利用者か続投関係者からの求めに応じ、いつでも閲覧することができるものとする。

9 その他虐待の防止の推進

- ① 3の(3)に定める研修会のほか、社会福祉施設協議会等により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図る。

10 指針の見直し

- ① 本指針は、会議において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

11 来歴

- (1) 令和3年7月20日 新規制定
- (2) 令和4年4月 1日 一部改正